

9 月定例教育委員会 (議 題)

- ① 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン（第2期）（学校教育課）・・・ P 1～P 2 2

議題 1

令和6年9月 定例教育委員会 議題

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン
(第2期) の件

上記の件について、下記のとおり提案する。

令和6年9月25日

佐世保市教育委員会

教育長 陣内 康昭

1 提案理由

令和3年5月21日に策定された「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を具体的に進めるために、第2期の「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン」の策定について提案するもの。

2 提案内容

第1期業務改善アクションプランが令和5年度に最終年度となったため、今後の更なる業務改善に向け、第2期業務改善アクションプランを策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と、教育の質の向上及び持続可能な教育活動の推進を目指す。



**佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における
業務改善アクションプラン(第2期)**

(案)

令和6年 月 日

佐世保市教育委員会

目 次

1 業務改善アクションプラン（第2期）の策定の背景	… 1
2 業務改善アクションプラン（R3年度第1期）の成果と課題	… 2
3 業務改善アクションプラン（第2期）により目指す数値目標等	… 5
4 アクションプラン（第2期）の具体的内容	… 8
(1) 主な取組	
(2) 長期的取組	
(3) 毎年度実施の取組	
(4) 第1期アクションプランからの継続した取組	
【参考資料1】教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策 （提言）～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を 目指して～（令和5年8月28日 中央教育審議会初等中等教育 分科会 質の高い教師の確保特別部会）【概要】	… 17
【参考資料2】「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環 境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのより よい教育の実現を目指した、学びの専門家としての「働きやす さ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）（令和6年8月2 7日 中央教育審議会）【概要】	… 18

1 業務改善アクションプラン（第2期）策定の背景

「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を具体的に進めるために、「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン（R3年度第1期）」を策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と、教育の質の向上及び持続可能な教育活動の推進を目指してきました。

佐世保市教育委員会といたしましては、令和3年度から、給食費公会計化やスクール・サポート・スタッフの全校配置、あわせて、校務支援システムを導入し、学校における働き方改革を後押ししてきました。また、令和4年度からは、これまでの2学期制に代わり新たな3学期制を実施し、教職員の働き方改革は着実に進んでいると捉えています。

一方で、勤務実態調査等の結果からは、教員の時間外在校等時間の状況には一定の改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっています。その背景には、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の意識や働き方の変容に結びついておらず、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題があるものと考えられます。

加えて、全国的な教員不足などが課題となる中、中央教育審議会では令和5年（2023年）5月に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し、同年8月に開催された第3回特別部会において「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）が取りまとめられました。その後、全14回にわたる特別部会の議論が進められ、令和6年（2024年）8月に『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（以下「答申」という。）』が示されました。

そのため、現アクションプランが終了する令和6年度以降においても、これまでの取組を継承しつつ、緊急提言や答申などを踏まえ、更なる改善・充実を図り、佐世保市教育委員会と、各学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を引き続き進めて行く必要があります。

つきましては、第1期アクションプランの最終年度である令和5年度において、これまでの取組について成果と課題を総括し、今後のさらなる業務改善に向け、「第2期佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン」を策定します。

2 業務改善アクションプラン（R3 年度第 1 期）の成果と課題

（1）アクションプラン実施における成果目標に対する実績

			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
8 0 時間 超過勤務 出現率	小学校	目標	－	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	0.2%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%
	中学校	目標	－	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	13.2%	8.5%	6.9%	5.5%	5.0%
	義務教育学校	目標	－	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
4 5 時間 超過勤務 出現率	小学校	目標	－	15.0%	10.0%	5.0%	0.0%
		現状	20.7%	13.0%	12.2%	11.0%	9.7%
	中学校	目標	－	30.0%	20.0%	10.0%	0.0%
		現状	49.9%	47.8%	45.1%	45.7%	42.4%
	義務教育学校	目標	－	10.0%	5.0%	0.0%	0.0%
		現状	15.5%	9.3%	9.1%	7.3%	5.9%

R5 年度終了時点における本アクションプランに数値目標に対する実績について

- ① 目標「複数月平均の超過勤務時間が 80 時間を超える教職員の割合」について
令和 3 年度までに 0 % を目指します。

→小学校 0.1%、義務教育学校 0.0% とし、ほぼ達成できている。

中学校では 5.0% と経年で削減できてきた。該当職員については、校長に教育委員会から指導し、本人への面談等を通して、改善を図っている。

- ② 目標「超過勤務が月 45 時間を超える割合」について、令和 5 年度までに、0 % を目指します。

→小学校 9.7%、中学校 42.4%、義務教育学校 5.9%

小学校 13.0% (R2) → 12.2% (R3) → 11.0% (R4) → 9.7% (R5) (やや減少)

中学校 47.8% (R2) → 45.1% (R3) → 45.7% (R4) → 42.4% (R5) (やや減少)

義務教育学校 9.3% (R2) → 9.1% (R3) → 7.3% (R4) → 5.9% (R5) (やや減少)

それぞれ減少傾向があるが、令和 5 年度終了時点で目標には、到達していない。

特に、副校長、教頭の 45 時間超過勤務出現率は、令和 5 年度で

小学校 48.7% (80 時間超過 1.6%) 中学校 72.8% (80 時間超過 9.3%)

義務教育学校 25.0% (80 時間超過 0%) となり、依然高い割合である。

(2) アクションプラン実施における具体的方策に対する成果と課題

(各年度は実施予定の年度を表す)

令和3年度	○ICカードによる勤務時間意識の徹底（月の半ばに個票を配付） → 実施できた学校では、職員一人ひとりの意識が高まった。 ○新たな出退勤システム導入の検討（R5年度に試行、R6年度に完全実施） → 県と調整中 ○働き方改革を検討するワーキンググループの設置、及び調査・照会の精選 → 計画的に実施され、提言を実施している。 ○各校ごとに定時退勤、最終退勤時刻の設定と徹底 → 各校ごとに設定できているが、効果が不十分 ○休暇の積極的・計画的取得の意識化 → 夏季閉庁日の定着や部活動ガイドラインの遵守により、意識的が高まっている。 ○部活動の各部練習計画をホームページにアップ → 徐々に整備されている。 ○部活動の指導体制の見直し（編制数の見直し、外部指導者の活用） → 学校の実情により、進捗状況が異なる。地域や保護者の要望もあり、実際には難しい。 ○学校行事の再考、廃止や縮減等の見直し → コロナ禍、一部の学校行事については、適正な教育課程の実施に則り、見直し、縮小が行われたが、実施できなかったという実情もある。
令和4年度	○給食の公会計化による業務の削減 → 公会計化が実施され、大規模校中心に、給食費集金事務が軽減された。 ○スクールサポートスタッフの人的配置の拡充およびスクールサポートスタッフの業務内容の拡充（それまでのPTA事務補助は廃止） → 小中及び義務教育学校本校全校に各1名配置され、計画的な研修を実施し、効果的な活用を推進している。 ○定時退勤日の徹底、勤務時間管理の意識化の徹底 ○学校行事の精選、縮減や休暇の積極的・計画的取得の推進
令和5年度	※前年度具体的方策の継続実践と徹底 ○「校務支援システム」の導入 → 令和4年度末から導入され、令和5年度は、小中学校ともに「学校運営に関わる業務」の割合が減少した。 ○学校行事や業務内容の精選や休暇の積極的・計画的取得の実践

(3) 佐世保市教育委員会として、今後改善を目指す課題

- ① 業務のスリム化、日課や教育課程の見直しを進めていくための学校への助言および環境整備
- ② 中学校における部活動の地域移行
- ③ 教職員の働き方改革を進めるうえでの地域、保護者の理解の促進及び連携体制の構築
- ④ 副校長・教頭の超過勤務時間の削減

3 業務改善アクションプラン（第2期）により目指す数値目標等

前項の業務改善アクションプラン（R3年度第1期）の成果と課題を基に、「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の実現を目指すため、以下の取組を進めます。

（1）働き方改革に関する長崎県における各種計画の数値目標

① 第四期長崎県教育振興基本計画（令和6年3月策定）に基づいた目標

【超過勤務が月45時間を超える教職員の割合】

令和10年度までに ⇒ 0%と目指します。

② 上限方針の達成に向けた目標

【年間540時間を超える教職員の割合】

令和7年度までに ⇒ 0%とし、上限方針の実現を目指します。

～上限時間1か月45時間以内、1年間で360時間以内を目指して～

（2）本アクションプランにおける佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の数値目標

【超過勤務が月45時間を超える教職員の割合】

令和10年度までに ⇒ 0%と目指します。

○45時間超過勤務職員『0』の成果目標を令和5年度を目処にできるだけ早い時期に達成することを目指してきましたが、未だ不十分の状況です。

○超過勤務時間が月45時間を超える教職員数について、令和10年度までに数値目標の達成を目指します。

○上限方針に示している「1年間の時間外在校等時間を年間360時間」以内にすることについても、早期の達成に向けた取組を推進していきます。

【年間540時間を超える教職員の割合】

令和7年度までに ⇒ 0%とし、上限方針の実現を目指します。

○超過勤務時間が年間540時間を超える教職員の割合を本年度以降段階的に減らしながら、令和7年度末までに数値目標の達成を目指します。

○上限方針に示している「1年間の時間外在校等時間を年間360時間」以内にすることについても、早期の達成に向けた取組を推進していきます。

(3) 実施スケジュール（成果目標を達成するための工程）

			R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0
45 時間 超過勤 務 出現率	小学校	目標		9.0%	8.0%	5.0%	2.0%	0.0%
		現状	9.7%	－	－	－	－	－
	中学校	目標		37.5%	31.0%	22.0%	10.5%	0.0%
		現状	42.4%	－	－	－	－	－
	義務教育学校	目標		4.0%	3.0%	2.0%	0.0%	0.0%
		現状	5.9%	－	－	－	－	－
全校種平均			21.2%	19.0%	16.0%	11.0%	5.0%	0.0%
			R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0
年間 540 時 間超過 勤務 あ出現 率	小学校	目標		1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	4.0%	－	－	－	－	－
	中学校	目標		26.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	46.8%	－	－	－	－	－
	義務教育学校	目標		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		現状	6.5%	－		－	－	－
全校種平均			19.1%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年度	令和 6 年度～令和 8 年度
具体的 方策	○C4th「出退勤」を利用した勤務時間の見える化 ○校内部活動指導体制の見直し ○日課や授業時数の見直し ○副校長、教頭業務の見直し ○校務 DX の推進（校務支援システム等の活用例を共有） ○各課からの調査の精選及び削減、回答方法の一元化 ○柔軟な働き方の周知啓発 ○勤務時間外の連絡体制の検討 ○保護者、地域等との働き方改革に対する認識の共有 ○学校徴収金の効率のよい徴収方法の検討 ○部活動地域移行の本格実施（R 8 年度）

年度	～令和 10 年度
具体的 方策	○各取組の継続実践と徹底 ○部活動地域移行の推進

期間	令和6年度以降、長期間を要する
取組	○学校運営協議会との連動による協働体制 ○部活動地域移行の推進 ○学校問題解決のための支援体制の検討

期間	令和6年度以降、毎年実施
取組	○ワーキンググループ会議の実施

3 アクションプラン（第2期）の具体的内容

（1）主な取組

① 勤務時間の客観的な把握

■取組内容 県推奨版統合型支援システム「C4th」の機能「出退勤」システムを導入します。

○管理職を含めた全ての教職員の勤務時間を把握し、勤務実態に関するデータを集約・分析することで、長時間勤務の是正に向けた取組を提案していきます。

《より利便性の高いソフト》

- ・各職員が月途中における超過勤務時間を随時把握
- ・管理職が月途中に職員の勤務状況を把握し、随時指導
- ※特に月の超過勤務時間が80時間を超えないこと
- ・報告処理の簡素化

② 校内部活動指導体制の見直し

■取組内容 教職員の部活動指導の負担軽減につながる適切な取組を推進します。

○中学校教職員の超過勤務の要因として「児童生徒の指導に直接的に関わる業務（部活動・社会体育）」が大きな割合を占めていることから、部活動のあり方について、計画的な見直しを進めてください。

《推進する取組》

- ・外部指導者の人材確保
- ・学校規模に応じた部活動数の検討や複数顧問制による業務負担の平準化を図るよう推進
- ・部活動ガイドラインの遵守を徹底し、特に大会やコンクールに向けて練習時間が長時間化することを厳禁
- ・各競技団体の開催大会数を見直し

③ 日課や授業時数の見直し

■取組内容 各学校の日課や授業時数について見直しを進めます。

○日課の見直しを検討することで、教職員が授業研究や執務に充てる時間を確保できるよう工夫してください。また、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校は、授業時数について点検したうえで、令和7年度以降の教育課程の編成に臨んでください。

《推進する取組》

- ・朝や放課後に実施している諸活動の見直し
- ・長期休業日前後に限らず、短縮日課の効果的な運用
- ・各教科カリキュラムの見直し
- ・指導体制や教育課程の編成の工夫
- ・学校行事の精選・重点化

④ 副校長・教頭業務の見直し

■取組内容 校長のマネジメントにより、これまでの教頭業務の見直しを推進します。

○副校長・教頭にしかできない業務に注力できるように、副校長・教頭の業務を削減又は職員へ分担することを進めてください。

《見直しの視点》

- ・教頭の受け持ち時数の削減
- ・調査等の対応を教頭だけでなく、ほかの職員と分担
- ・学校の開錠・施錠を職員で分担
- ・副校長・教頭定時退校日の設定（毎週2回、隔週2回、月5回など）

⑤ 校務DXの推進

■取組内容 ICTの活用による業務の改善と効率化を進めます。

○働きやすい職場づくりを推進したり、教材研究の効率化を目指した環境整備を進めたりなど、効果的な取組事例を情報共有し、ICTの活用を推進します。

《ICTを利用した業務縮減例》

- ・県推奨版統合型支援システム「C4th」を活用した業務改善の推進
（例）「会議室」機能を用いた事前協議
「連絡掲示板」での情報共有
- ・配付プリントや提出書類等の電子化
- ・保護者、地域への双方向の連絡手段の確立
- ・スマート・スクール・SASEBO「羅針盤」の活用
- ・「Google」アプリを利用した共同編集

⑥ 各課からの調査の精選及び削減、回答方法の一元化

■取組内容 調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査及び削除、複数の調査の一元化を推進します。

- 各種調査については必要性を十分に考慮し、学校の負担を軽減できるよう削減していきます。また、回答方法についても、県推奨版統合型支援システム「C4th」へのアップロードを基本とし、回答方法が異なることに対する現場の煩雑さを軽減します。

⑦ 柔軟な働き方改革の周知啓発

■取組内容 教職員によるワーキンググループを設置し、協議や意見交換をととして周知啓発を行います。

- 各学校において、超過勤務対策会議（仮称）を設置し、勤務状況の把握や対策等について協議や意見交換を行うことで、課題等の情報を共有し、働き方改革を推進する取組を行ってください。
- 各学校の具体的な取り組み事例やアイデア、また学校行事の精選・重点化が働き方改革へと効果的につながった事例等、協議や意見交換を行うことで、各学校の取組を共有し、よりよい学校行事の在り方について提案していきます。

⑧ 勤務時間外の連絡体制の検討

■取組内容 勤務時間外の電話対応の改善に向けて研究します。

- 勤務時間外の電話対応等の在り方について、教職員の負担軽減の観点から研究します。

《研究例》

- ・勤務時間外の自動音声アナウンス
- ・専用アプリやメールによる連絡対応
- ・保護者や地域に対し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組の推進

⑨ 保護者・地域等との働き方改革に対する認識の共有

■取組内容 保護者・地域等に業務改善に向けて取り組んでいることについて
広報活動を行い、理解・協力を得る取組を推進します。

○佐世保市教育委員会と学校が教職員の心身の健康保持や教育の質の向上等を
目的とした働き方改革が進められていることに理解を求めます。

《新たな取組》

- ・勤務時間に応じた職員出勤状況と児童生徒の安全を確保するために、適切な登下校時刻を設定
- ・市Ｐ連との情報共有と理解・協力を得る取組の推進

⑩ 学校徴収金の効率のよい徴収方法の検討

■取組内容 学校徴収金の徴収方法の在り方について検討します。

○緊急提言で示された【学校・教員が担う業務に係る３分類】において、「学校
徴収金の徴収・管理」は「基本的には学校以外が担うべき業務」として位置づ
けられている項目です。今後、様々な手段を検討し、教職員の負担軽減となる
取組を推し進めていきます。

《取組例》

- ・スクールサポートスタッフとしての業務
- ・業者と連携した口座振替
- ・各学校での学校徴収金サービスの利用

(参考)【学校・教員が担う業務に係る３分類】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体 や教育委員会、保護者、地域学校協働活 動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務で はないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポート スタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務 へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭へ の対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方針について(答申) (第213号) (平成31年1月25日)

(2) 長期的取組

① 部活動地域移行の推進

■取組内容 令和8年度には休日の学校部活動の段階的な地域移行を目指します。

○スポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」が策定され、本市においても部活動の地域移行に向けた実証事業を進めていきます。

まずは、令和6年度から2年間を実証期間とし、本市が考える2通りのモデルパターンを実施、検証していきます。

《モデルパターン》

・拠点校型（合同部活動）

近隣の各学校で指導種目の担当者を決め、合同練習やチーム編成を行う。

・施設集合型

スポーツ施設に集合し、合同練習を行ったり、そこに派遣された専門的な指導者の指導を受けたりする。

② 学校運営協議会との連動による協働体制

■取組内容 学校運営協議会の設置を推進し、学校の諸課題を地域とともに解決できる学校づくりを支援します。

○学校運営協議会の設置した学校においては、地域学校協働活動との一体的推進に更に取り組み、幅広い地域住民等が学校運営に参画する取組を推し進めてください。

※令和6年度現在、13地区19校が学校運営協議会を設置

《取組例》

- ・地域コーディネーターが中心とした地域人材の確保
- ・地域人材を活用した授業の補助や環境整備などの学校支援
- ・放課後の補充学習などの学習支援
- ・文化的行事や遊び、スポーツなどの体験学習の支援
- ・児童生徒や保護者への相談支援
- ・学校や教員だけでは対応が困難な事案に対する支援や協力体制

③ 学校問題解決のための支援体制

■取組内容 学校で生じた問題について、専門スタッフに相談できる支援体制の充実を図ります。

○児童生徒に関わる問題、学校だけでは解決が困難な保護者や地域住民との問題、法的問題が生じる恐れがある場合など、早期解決が図れるような支援体制の充実を図っていきます。

《専門スタッフ例》

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、生徒への支援
- ・スクールロイヤー等、法的見地からの助言
- ・警察や児童相談所等、関係外部機関との連携
- ・経験豊かな学校管理職OB等の活用

(3) 毎年度実施の取組

① ワーキンググループ会議の実施

■取組内容 定期的にワーキンググループ会議を実施します。

○アクションプランの推進を図るため、一般教諭及び事務職員も含めた多方面からの意見を集め、各学校へ情報を提供します。あわせて、アクションプランの進捗状況を確認するため、各学校から出た現状や職員の声を参考にして取組内容の修正や追加について検討します。

(4) 第1期アクションプランからの継続した取組

① 業務の適正化

■取組内容 各学校で、学校・教員が本来の業務に注力できるよう業務改善を進めます。(学校)

○平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化したうえで、役割分担や適正化を推進してください。また、学校の校務負担軽減等を目的とした「プラス1」推進運動の実施により、業務改善への取組を推進してください。

《取組例》

- ・外部ボランティア等の活用
- ・スクールサポートスタッフとの業務分担
- ・PTAと連携した取組

② 年次有給休暇の取得推進

■取組内容 教職員が必要に応じて休養をとり、リフレッシュできる機会として有給休暇等の取得を促します。(学校)

○年次有給休暇が取得しやすい雰囲気づくりに努め、ワーク・ライフ・バランスの充実に配慮することで教職員の仕事と生活の調和による相乗効果が生まれ、職場の活性化が期待できます。

《取組例》

- ・仕事をチームで行い、情報共有することによって年次休暇等が取得しやすい職場環境を醸成
- ・家族のイベントを優先した計画的年休取得の推進 等

③ 定時退校日等の設定

■取組内容 学校の実情に合わせて「定時退校日」を設定します。(学校)

《取組例》

- ・ノー残業デーの徹底(表示板の掲示、日々の声掛け)
※学校の実情によっては、週2回または月6回実施を推奨
- ・退庁基本時刻や施錠時刻の設定と周知
- ・個人の希望による定時退校日設定 等

④ 学校の開錠・施錠時刻の設定

- 取組内容 学校の開錠・施錠時刻を明確化し、保護者・地域へ周知します。
(学校)

○各学校の状況に応じて、学校の開錠・施錠時刻を明確化し、勤務時間の適正化を図ってください。

《取組例》

- ・校舎の開錠時刻、施錠時刻の設定

⑤ 学校閉庁日の設定

- 取組内容 長期休業期間中にまとまった学校閉庁期間を引き続き設定します。
(教育委員会)

○学校閉庁期間を6日以上設定します。また、学校閉庁期間の部活動(大会等を含む)を原則禁止します。

⑥ 業務の効率化に向けた電子データの共有

- 取組内容 電子データの共有による業務の効率化を進めます。(学校)

《取組例》

- ・業務引き継ぎの徹底
- ・共有フォルダの整理及び電子データの共有化
- ・県推奨版統合型支援システム「C4th」の「会議室」機能を活用した文書共有及び会議時間の削減

⑦ 教職員に対するメンタルヘルス対策

- 取組内容 働きやすい職場環境づくりに努めます。(学校・教育委員会)

《取組例》

- ・ストレスチェックの実施
- ・ストレスチェックの集団分析結果に基づく、職場の現状と課題等を学校全体で共有

- ・教職員一人一人が生活の質や教職人生を豊かにすることができるような取組の工夫
- ・出退勤管理システムを活用した教職員面談の実施
- ・適正な休憩時間の確保

⑧ 相談体制の充実

■取組内容 相談しやすい風通しの良い職場環境づくりに努めます。(学校)

《取組例》

- ・長時間勤務に起因する健康障害を防ぐために、超過勤務時間の結果及び健康診断結果を組み合わせた面談の実施
- ・労働衛生委員会による働きやすい職場づくりの推進
- ・管理職による職員の健康状態等の把握

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会員の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

・国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

・全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し

・学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

・学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化

・保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上

・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

・在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善

(2) 支援スタッフの配置充実

・教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3) 処遇改善

・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善

(4) 教師のなり手の確保

・教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～

(答申)【概要】
令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

これらは、**教師の
献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子どもたちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等)

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を向上し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢ 不登校 ➢ いじめ重大事態 ➢ 特別支援教育 ➢ 児童虐待 ➢ 外国人児童生徒 ➢ 子供の貧困 ➢ ヤングケアラー ➢ 家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化する中で、結果として、学校や教師の負担が増大してきた実態**

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 改革の成果**
- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
 - 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
 - **教職員定数の改善**や**支援スタッフの配置拡充** など
- ＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計、教諭・月当たり)

- 課題**
- 依然として**時間外在校等時間の長い教師が存在**
 - **教師不足**も憂慮すべき状況
 - 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

- **時間外在校等時間の減少**
- **有給休暇の取得日数の増加** など

(平成28年度)		(令和4年度)	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の**抜本的な改革が必要**

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、生き活きと子どもたちと接することができる環境の整備が必要**

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性**や**創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる環境の整備**
- 新たな学びの実現に向けて、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力**を向上

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

第4章

学校の
指導・運営体制の充実

第5章

教師の処遇改善

一体的・総合的に推進することが必要

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
- ➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

※学校・教師が担う業務に係る3分類

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討
- 都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求める ことが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(*)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ）

(*) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12 学級の中学校には 19 人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、学びの多様化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。
- 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- 35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設が必要。
- 副校長・教頭の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフの更なる配置充実と、次世代型「チーム学校」の実現が必要。
- 教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進、副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実が必要。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実や効果的な活用の推進、部活動指導員の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、社会人の学校への参入促進等により多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用や、特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、参入しやすくなる免許制度の検討等が必要。
- 民間企業等の従業員が任期付職員として学校現場で勤務することも想定。国は制度の周知・活用促進を図るべき。
- 教職の魅力の広報・啓発や現場二一卒の適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大い。
 - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- ＝一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 果敢負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。
- ➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、職務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校における業務改善アクションプラン(第2期)【概要】

【目的】

教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と、教育の質の向上及び持続可能な教育活動の推進

第1期の数値目標

令和5年度までに
月45時間超過勤務
⇒ 0%とする

令和5年度末の現状

45時間超過勤務の割合
小学校 9.7%
中学校 42.4%
義務教育学校 5.9%

教職員全体 21.2%

第1期の成果

- 勤務時間に対する意識の醸成
→超過勤務時間は減少傾向
(令和元年度の月45時間超過勤務の教職員全体の割合は30.9%)
- 給食の公会計化、スクールサポートスタッフ、校務支援システムの導入による校務削減
- 各種調査の精選及び提出方法の簡略化
- 定時退庁日の徹底

課題

- ・業務の多忙化、多様化 ・部活動指導
- ・時間外における家庭、地域との連絡や対応
- ・副校長、教頭の業務過多
- ・時間外勤務時間の長い教職員の意識改革

R4・R5ワーキンググループ等の意見

- ・調査依頼の削減、回答一元化 ・部活動改革 ・行事の精選
- ・ICT支援員、特別支援教育補助指導員等の継続、増員
- ・地域、保護者への理解 ・副校長、教頭の働き方改革
- ・時間外の電話対応（自動音声）等

業務改善アクションプラン(第2期)

第2期 数値目標

超過勤務が月45時間を超える教職員の割合
令和10年度までに ⇒ 0%とする

成果目標

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
21.2%	19.0%	16.0%	11.0%	5.0%	0.0%

数値目標の達成に向けて

超過勤務が年間540時間を超える教職員の割合
令和7年度までに ⇒ 0%とする

成果目標

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
19.1%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

主な取組

- R6・C4th「出退勤」を利用した勤務時間の見える化
- ・校内部活動指導体制の見直し
 - ・日課や授業時数の見直し ・副校長、教頭業務の見直し
 - ・校務DXの推進（校務支援システム等の活用例を共有）
 - ・各課からの調査の精選及び回答方法の一元化
 - ・柔軟な働き方の周知啓発 ・勤務時間外の連絡体制の検討
 - ・保護者、地域等との働き方改革に対する認識の共有
 - ・学校徴収金の効率のよい徴収方法の検討
- R8・部活動地域移行の本格実施
- R9～R10・各取組の継続実践と徹底

長期的な取組

- ・学校運営協議会との連動による協働体制 ・部活動地域移行の推進
- ・学校問題解決のための支援体制

アクションプラン推進体制

- ・ワーキンググループ会議の実施

9 月定例教育委員会 (報 告)

- | | | |
|---------------------------------------|-----|-----------|
| ① 令和 6 年度佐世保市中学校体育大会（駅伝競走について）（学校保健課） | ．．． | P 1 ～ P 3 |
| ② 徳育推進フォーラム開催について（社会教育課） | ．．． | P 4 ～ P 6 |
| ③ 少年の主張長崎県大会の結果について（社会教育課） | ．．． | P 7 ～ P 8 |

令和6年度 佐世保市中学校体育大会(駅伝競走)実施要項

- 1 期 日 令和6年10月2日(水)
- 2 会 場 佐世保市総合グラウンド陸上競技場及び周辺コース
- 3 日 程
- | | |
|--------------------------|--------|
| ◆競技場開門(受付) | 8時00分 |
| ◆競技役員集合・打ち合わせ(ミーティングルーム) | 8時30分 |
| ◆監督会議(ミーティングルーム) | 9時00分 |
| ◆表彰式 | |
| ◆競技開始 女子 | 10時30分 |
| 男子 | 12時30分 |
| ◆閉会式(成績発表と表彰のみ) | 14時30分 |
- 4 参加資格 各学校男女各1チーム
 チーム編成は各学校単位を基本とする。地域クラブ活動で出場する場合は、同一学校のメンバーに限る。
 申し合わせ事項として、複数校合同チーム(少人数合同チームや補充合同チーム)をオープン参加として認める。
 女子(選手5名 補欠3名以内 計5～8名)
 男子(選手6名 補欠3名以内 計6～9名)
- 5 競技方法 (1)女子の部 5区間・総距離12km
 (2)男子の部 6区間・総距離18km
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| ◆女子 | 1区 3km | ◆男子 | 1区 3km |
| | 2区 2km | | 2区 3km |
| | 3区 2km | | 3区 3km |
| | 4区 2km | | 4区 3km |
| | 5区 3km | | 5区 3km |
| | | | 6区 3km |
| 計 | 12km | 計 | 18km |
- (A中継:陸上競技場内 B中継:総合グラウンド野球場裏)
- 6 競技規則 (1)競技は2024年度日本陸連競技規則、同駅伝競走規準及び、本大会申し合わせ事項により行う。
 (2)スタートライン・中継点・走路・フィニッシュラインは別紙コース図に示す。
 (3)第1区間のスタートの要領は以下のとおりである。
 ①出発係はスタートの5分前・3分前・1分前・30秒前・20秒前・10秒前を知らせる。
 ②スターターは、10秒前のアナウンスの後に「オン・ユア・マークス」と合図する。
 ③不正スタートの場合は再度スタートをやり直す(2分後に実施)。
 (4)オーダー(走順)は、大会本部が用意した用紙に区間番号を記入し、大会当日朝8:30までに提出してください。
 (全チームのオーダー発表・確認は監督会議で行う。)
 (5)区間記録は中継線を通じた時間より計測し、単位は秒にとどめる。
 (6)途中落伍者が出たときは、その次の区間の最終走者と同時に競技役員の指示で再スタートさせる。(確認が遅れれば、確認でき次第スタート。)落伍者が出たチームは団体表彰から除外するが、落伍者の出た区間を除き、他の区間記録は認める。
 (7)競走中の伴走その他の助力行為があった場合は、そのチームを失格とする。
 (8)タスキは、必ず肩から斜めにかけて走ること。レース中にタスキが切れた場合は、走者自身でつなぎなおして使用すること。タスキは自校で準備して

- もよい。ただし、白色は使用しない。(白色は落伍チーム用)
- (9) 詳細については、別紙の佐世保市中学校体育大会(駅伝競走)の連絡事項及び注意事項のとおりとする。

- 7 競技者変更 (1) オーダー提出後の区間変更は認めない。
 (2) 提出後のオーダーに欠員が生じた場合は、競技者変更用紙により、競技者の補充やオーダーの変更を届ける。(大会当日朝8:30まで。)
 (3) 登録選手の変更を行う場合は、所定の様式に必要事項を入力・押印し、9月30日(月)正午までに日野中・丸田へ提出すること。(特別の場合は当該校・競技部・中体連本部で相談の上判断する。)
- 8 表彰 (1) 団体は6位まで、個人は区間賞として賞状を授与する。
 (団体優勝チームには、優勝旗及び全選手に賞状を授与する。)
 (2) 躍進賞として賞状を授与する。
 (昨年のタイムを最も短縮した男女各1校を表彰する。)
 (3) 複数校合同チーム(少人数合同チームや補充合同チーム)はオープン参加のため、団体表彰から除外するが、個人の区間記録は認めるため、個人表彰は行う。また、落伍者が出たチームも団体表彰から除外するが、落伍者の出た区間を除き、他の区間記録は認めるため、個人表彰は行う。
- 9 服装 (1) 表彰式はユニホーム・学校規定のジャージ・体育時の服装のいずれを着用してもよい。(本年度は開始式・閉会式を実施しない。)
 (2) ウィンドブレーカーの着用を認めるが、表彰式は不可とする。
 (3) 競技者は、胸部・背部ともにチーム番号及び区間番号を明記したアスリートビブスをつける。アスリートビブスは各学校で準備する。
 (男子→白布に黒字 女子→白布に赤字 字幅は1cm以上)
 (4) 学校チーム番号は市中学校体育大会陸上競技の学校番号に準じる。
- | | | | | |
|-----------|----------|----------|---------|--------|
| 1: 宮 | 2: 三川内 | 3: 広田 | 4: 早岐 | 5: 東明 |
| 6: 日宇 | 7: 崎辺 | 8: 福石 | 9: 山澄 | 10: 祇園 |
| 12: 清水 | 13: 光海 | 14: 愛宕 | 16: 黒島 | 17: 浅子 |
| 18: 日野 | 19: 相浦 | 20: 中里 | 21: 大野 | 22: 柚木 |
| 23: 吉井 | 24: 世知原 | 25: 宇久 | 26: 小佐々 | 27: 聖和 |
| 28: 佐世保ろう | 29: 佐世保北 | 30: 江迎 | 31: 鹿町 | |
| 32: 佐々 | 33: 小値賀 | 34: 九州文化 | | |

1 8 — 1
(学校番号) (区間番号)

横20cm × 縦15cm

- 10 申込方法 (1) 登録選手のデータ及び別紙登録書(男女A4版各2部)を下記に送付すること。(登録データの期限が1日早いので注意してください。)

○登録選手データ・・・・・・9月17日(火)12時00分まで

【イントラ】マイコンピュータ→教職員→01 文書・雛形→03 共通→04 中学校連盟
→01 体育部→R6市中体→R6市中体駅伝申込

【メール】C4thまたは、yuushi.maruta@city.sasebo.ed.jp

※申込様式のデータは上記イントラにあります。学校名をつけて保存してください。

※イントラ外の学校にはメールで申込様式を送付します。

○別紙登録書2部・・・・・・9月18日(水)16時45分まで

佐世保市立日野中学校 丸田雄志 宛

(2)諸連絡 駅伝専門委員 日野中・丸田まで (Tel0956-28-0111)

- 11 その他
- (1)男女上位2チームは、11月7日(木)諫早市で開催される、県中総体駅伝競走大会への出場権を得る。(県大会の競技要項・申し込み関係については、県中体連ホームページからダウンロードしてください。) 申し込み〆切:10月9日(水)までに佐世保市中体連本部へ
- ※複数校合同チーム(少人数合同チームや補充合同チーム)はオープン参加のため、県中総体駅伝競走大会の出場権を得ることはできない。
- (2)各学校で競技者の健康管理には十分気をつけること。

令和 6 年 9 月 日

佐世保市教育委員 各位

「させぼ徳育推進フォーラム 2024」の開催について

佐世保市が佐世保徳育推進会議と一体となって進めております徳育推進事業につきまして、令和6年度 徳育推進フォーラムを佐世保徳育推進会議と佐世保市倫理法人会の共催にて下記の通り実施されますので、お知らせいたします。

今回のフォーラムでは、大谷翔平選手も実践した「曼荼羅チャート」の指導者である又川俊三氏を講師として招聘し、「夢を叶える心の習慣」をテーマにご講演いただきます。

プログラムの内容として、まちなか徳育標語コンクールの表彰式や、佐世保商工会議所女性会による市歌斉唱、講師をお招きしての講演会などを予定しています。

記

日 時： 令和 6 年 10 月 5 日(土)

場 所： アルカス SASEBO 4F 中ホール

プログラム： ①開会行事(国歌斉唱、開会あいさつ)

②佐世保市歌 斉唱

③令和6年度まちなか徳育標語コンクール 表彰式

④講演(又川 俊三 氏、豊川 麗子 氏 ※豊川氏はバイオリン演奏)

⑤閉会行事(徳育推進のまちづくり宣言 唱和)

備 考： 事前申し込み不要で、どなたでもご参加いただけます。

社会教育課 指導係 担当:竹藤、溝口
TEL 24-1111(内線 3146)

令和6年度

佐世保徳育推進会議

ご存じでしたか？

佐世保市では、平成24年に徳育推進のまちづくり宣言をし、徳育を今一度見直し推進しようという運動を続け、今年で13年目を迎えました。

させぼ 徳育推進 フォーラム 2024

参加費
無料

日時

令和6年 **10月5日** 土 13:30 開場 14:00 開始

場所

アルカスSASEBO 4F 中ホール

内容

1. 開会式
2. 佐世保市歌斉唱(佐世保商工会議所女性会)
3. 令和6年徳育標語コンクール表彰式
(市内小・中・高校生・PTA・一般より募集)
4. 特別講演

あの大リーガー大谷翔平選手も実践した
「曼荼羅チャート」の指導者。
夢を叶えるヒントを見つけられるかも！

又川俊三氏 **来佐** 演題 夢を叶える
心の習慣

「奇跡の一本松」使用したバイオリン演奏

豊川麗子氏 **来佐**



又川俊三氏



豊川麗子氏



主催

佐世保徳育推進会議

共催

佐世保市倫理法人会

後援

佐世保市

お問い合わせ先

佐世保徳育推進会議 TEL 0956-23-2856

させほの徳育
公式Instagram



マンダラ 曼荼羅チャートとは？

曼荼羅チャートとは、曼荼羅模様のようなマス目を作り、そのマス目一つ一つにアイデアを書き込むことで、アイデアの整理や拡大などを図り、思考を深めるツールです。紙と鉛筆さえあればできるため、手軽な発想法・思考法としてさまざまなシーンで活用されています。

投手と打者の二刀流で世界にはばたいた大谷翔平選手は、花巻東高校時代に曼荼羅チャートを使って今後どうなりたいかといった思考を整理し、実行に移しています。

大谷選手がグラウンドに落ちているゴミを拾うシーンがテレビで放映されていましたが、それも曼荼羅チャートに書いた事を今でも実践していたのです。

大谷翔平選手が2010年(高校時代)に書いた曼荼羅チャートの内容

体のケア	サプリメントを飲む	FSQ 90kg	インステップ改善	体幹強化	軸をぶらさない	角度をつける	上からボールをたたく	リストの強化
柔軟性	体力づくり	RSQ 130kg	リリースポイントの安定	コントロール	不安をなくす	力まない	キレ	下半身主導
スタミナ	可動域	食事 夜7杯 朝3杯	下肢の強化	体を開かない	メンタル コントロール をする	ボールを前でリリース	回転数アップ	可動域
はっきりとした目標・目的をもつ	一喜一憂しない	頭は冷静に 心は熱く	体力づくり	コントロール	キレ	軸でまわる	下肢の強化	体重増加
ピンチに強い	メンタル	雰囲気 に流されない	メンタル	ドラ1 8球団	スピード 160km/h	体幹強化	スピード 160km/h	肩周りの強化
波をつくらない	勝利への執念	仲間を 思いやる心	人間性	運	変化球	可動域	ライナー キャッチ ボール	ピッチングを 増やす
感性	愛される人間	計画性	あいさつ	ゴミ拾い	部屋そうじ	カウント ボールを 増やす	フォーク 完成	スライダーの キレ
思いやり	人間性	感謝	道具を 大切に使う	運	審判さんへの 態度	遅く 落差のある カーブ	変化球	左打者への 決め球
礼儀	信頼される人間	継続力	プラス思考	応援される人間になる	本を読む	ストレートと 同じフォーム で投げる	ストライクから ボールに投げる コントロール	奥行きを イメージ

この講演は、スポーツの指導者や生徒さんたちに聞いてもらいたい内容がたくさん含まれています。是非ご来場ください。

令和6年8月28日

各市町教育委員会 教育長 様

長崎県青少年育成県民会議
会 長 大 石 賢 吾
(公 印 省 略)

第46回「少年の主張長崎県大会」の終了について（お礼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般開催いたしました「少年の主張長崎県大会」につきまして、ご多用の中に原稿募集をはじめ格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本事業を通して、県民の少年に対する期待と青少年の健全育成運動への理解が一層深まりました。

書面ではございますが、このたびのご協力にお礼申し上げますとともに、今後とも本県民会議の事業推進にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、今後は記録集等を作成・配布する予定です。

また、大会結果につきましては別紙のとおりです。

記

1. 添付書類

- ・第46回「少年の主張長崎県大会」結果

長崎県青少年育成県民会議

Tel・fax 095-824-7510

担当：村上



“レッツ！ココロねっこ” 第46 回「少年の主張長崎県大会」結果

期日：令和6年8月23日（金） 会場：とぎつカナリーホール

賞	題	氏 名	中 学 校 名	学年
最優秀 (長崎県青少年育成県民会議賞)	話すことでしか伝わらない気持ち	古川 万葉	佐世保市立広田中学校	3
優秀 (長崎新聞社賞)	人を支える心	岡 優空	松浦市立志佐中学校	3
優秀 (NHK賞)	周りの支え	田中 茉耶	雲仙市立小浜中学校	3
優秀 (長崎県校長会賞)	真の平和を求めて	土橋 ななみ	長崎大学教育学部附属中学校	3
優秀 (長崎県PTA連合会賞)	みんなが生きやすい世界	井元 恵理佳	平戸市立大島中学校	3
優秀 (ココロねっこ賞)	私の後悔	阪 心晴	大村市立太村中学校	3
優良賞	心の多様性を目指して	福田 愛心	五島市立富江中学校	3
優良賞	分かり合う大切さ	中島 帆乃香	時津町立時津中学校	2
優良賞	私の思い描く理想の社会	平瀬 羽彩	西海市立西海中学校	2
優良賞	誇りある故郷(ふるさと)	小島 希々花	対馬市立久田中学校	3
優良賞	本当の自分	羽田 悠真	島原市立第二中学校	3
優良賞	かけがえのないもの	宮田 芽依	県立諫早高等学校附属中学校	3
努力賞	より生きやすい日々へ	山崎 ゆき榛	長与町立長与第二中学校	3
努力賞	吹奏楽部で学んだこと	濱野 あいか	東彼杵町立東彼杵中学校	2
努力賞	私から伝える	石橋 茉莉	南島原市立有家中学校	3
努力賞	はじめの一步は挨拶から	土田 怜生	小値賀町立小値賀中学校	3

※優良賞以上が県大会で発表